

変 更 後	変 更 前																																																
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>要綱 (別紙2) 第6の2の(1)に沿って支援し、交付単価については同(1) ホに基づき次の②のとおり設定する。</p> <p>② 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の交付単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>地目</th> <th>資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価</th> <th>左記のうち国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本単価</td> <td>田</td> <td>2,400 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,440 円</td> <td>720 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>240 円</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75%単価 (5年以上実施農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地)</td> <td>田</td> <td>1,800 円</td> <td>900 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,080 円</td> <td>540 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>180 円</td> <td>90 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「多面的機能の増進を図る活動」の取扱いは、要綱 (別紙2) 第6の2の(1)のカのとおりとする。</p> <p>※市町村が地域の実情その他やむを得ない理由が認められると判断する場合は、新潟県と協議のうえ、対象農用地の単価等の調整を可能とする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	適用	地目	資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成	基本単価	田	2,400 円	1,200 円	畑	1,440 円	720 円	草地	240 円	120 円	75%単価 (5年以上実施農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地)	田	1,800 円	900 円	畑	1,080 円	540 円	草地	180 円	90 円	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付単価</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>要綱 (別紙2) 第6の2の(1)に沿って支援し、交付単価については同(1) エに基づき次の②のとおり設定する。</p> <p>② 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の交付単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>地目</th> <th>資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価</th> <th>左記のうち国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本単価</td> <td>田</td> <td>2,160 円</td> <td>1,080 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>1,296 円</td> <td>648 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>216 円</td> <td>108 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75%単価 (5年以上実施農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地)</td> <td>田</td> <td>1,620 円</td> <td>810 円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>972 円</td> <td>486 円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>162 円</td> <td>81 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「多面的機能の増進を図る活動」の取扱いは、要綱 (別紙2) 第6の2の(1)のオのとおりとする。</p> <p>※市町村が地域の実情その他やむを得ない理由が認められると判断する場合は、新潟県と協議のうえ、対象農用地の単価等の調整を可能とする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	適用	地目	資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成	基本単価	田	2,160 円	1,080 円	畑	1,296 円	648 円	草地	216 円	108 円	75%単価 (5年以上実施農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地)	田	1,620 円	810 円	畑	972 円	486 円	草地	162 円	81 円
適用	地目	資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成																																														
基本単価	田	2,400 円	1,200 円																																														
	畑	1,440 円	720 円																																														
	草地	240 円	120 円																																														
75%単価 (5年以上実施農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地)	田	1,800 円	900 円																																														
	畑	1,080 円	540 円																																														
	草地	180 円	90 円																																														
適用	地目	資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成																																														
基本単価	田	2,160 円	1,080 円																																														
	畑	1,296 円	648 円																																														
	草地	216 円	108 円																																														
75%単価 (5年以上実施農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地)	田	1,620 円	810 円																																														
	畑	972 円	486 円																																														
	草地	162 円	81 円																																														

変更後	変更前																																																			
<p>⑥ 資源向上支払交付金 (環境負荷低減の取組への支援) の加算単価 要綱 (別紙2) 第6の2 (1) のウのd[環境負荷低減の取組への支援]に定める加算単価については、下記の表によるものとし、当該活動期間中に限り交付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資源向上支払 (共同) の 10 アール当たりの加算交付単価</th> <th>左記のうち 国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期中干し</td> <td>800 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>冬期湛水</td> <td>4,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>夏期湛水</td> <td>8,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>中干し延期</td> <td>3,000 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>江の設置等 (作溝実施)</td> <td>4,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>江の設置等 (作溝未実施)</td> <td>3,000 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 資源向上支払交付金 (組織の体制強化に対する支援) の交付額 要綱 (別紙2) 第6の2 (3) のアに定める単価については、下記の表によるものとし、要綱 (別紙5) に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班を設置する場合に交付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1 組織当たりの交付額</th> <th>左記のうち 国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域活動組織の設立及び活動支援班の設置</td> <td>40 万円</td> <td>20 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧ 資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化) の交付額 (1 年当たり) 要綱 (別紙2) 第6の2 (3) のイに定める単価については、下記の表によるものとし、当該活動期間中に限り交付する。(最大5年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象組織規模による区分</th> <th>1 組織当たりの交付額 (1 年当たり)</th> <th>左記のうち 国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満の広域組織</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上又は、1,000ha 未満の広域組織</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>1,000ha 以上の広域組織</td> <td>16 万円</td> <td>8 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	区分	資源向上支払 (共同) の 10 アール当たりの加算交付単価	左記のうち 国の助成	長期中干し	800 円	400 円	冬期湛水	4,000 円	2,000 円	夏期湛水	8,000 円	4,000 円	中干し延期	3,000 円	1,500 円	江の設置等 (作溝実施)	4,000 円	2,000 円	江の設置等 (作溝未実施)	3,000 円	1,500 円	区分	1 組織当たりの交付額	左記のうち 国の助成	広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円	20 万円	対象組織規模による区分	1 組織当たりの交付額 (1 年当たり)	左記のうち 国の助成	3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満の広域組織	4 万円	2 万円	200ha 以上又は、1,000ha 未満の広域組織	8 万円	4 万円	1,000ha 以上の広域組織	16 万円	8 万円	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化) の交付額 (1 年当たり) 要綱(別紙2)第6の2 (3) に定める単価については、下記の表によるものとし、当該活動期間中に限り交付する。(最大5年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象組織規模による区分</th> <th>1 組織当たりの交付額 (1 年当たり)</th> <th>左記のうち 国の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満の広域組織</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上又は、1,000ha 未満の広域組織</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>1,000ha 以上の広域組織</td> <td>16 万円</td> <td>8 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	対象組織規模による区分	1 組織当たりの交付額 (1 年当たり)	左記のうち 国の助成	3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満の広域組織	4 万円	2 万円	200ha 以上又は、1,000ha 未満の広域組織	8 万円	4 万円	1,000ha 以上の広域組織	16 万円	8 万円
区分	資源向上支払 (共同) の 10 アール当たりの加算交付単価	左記のうち 国の助成																																																		
長期中干し	800 円	400 円																																																		
冬期湛水	4,000 円	2,000 円																																																		
夏期湛水	8,000 円	4,000 円																																																		
中干し延期	3,000 円	1,500 円																																																		
江の設置等 (作溝実施)	4,000 円	2,000 円																																																		
江の設置等 (作溝未実施)	3,000 円	1,500 円																																																		
区分	1 組織当たりの交付額	左記のうち 国の助成																																																		
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円	20 万円																																																		
対象組織規模による区分	1 組織当たりの交付額 (1 年当たり)	左記のうち 国の助成																																																		
3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満の広域組織	4 万円	2 万円																																																		
200ha 以上又は、1,000ha 未満の広域組織	8 万円	4 万円																																																		
1,000ha 以上の広域組織	16 万円	8 万円																																																		
対象組織規模による区分	1 組織当たりの交付額 (1 年当たり)	左記のうち 国の助成																																																		
3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満の広域組織	4 万円	2 万円																																																		
200ha 以上又は、1,000ha 未満の広域組織	8 万円	4 万円																																																		
1,000ha 以上の広域組織	16 万円	8 万円																																																		

変更後	変更前
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>附則 本要綱基本方針は令和7年8月7日から施行し、令和7年4月10日から適用する。</p> <p>【参考添付資料】</p> <p><参考1> (略)</p> <p><参考2> (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>附則 本要綱基本方針は令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>【参考添付資料】</p> <p><参考1> (略)</p> <p><参考2> (略)</p>

変更後			変更前		
(別紙1) (略)			(別紙1) (略)		
(別紙2)			(別紙2)		
第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件			第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 多面的機能の増進を図る活動			(3) 多面的機能の増進を図る活動		
活動区分	活動項目	活動要件	活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農村</u> 関係人口の拡大を毎年度実施する。*	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農的</u> 関係人口の拡大を毎年度実施する。*
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工			54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化			55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	<u>58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施</u>			(新設)	
	<u>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u>			(新設)	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			59 都道府県、市町村が特に認める活動	
60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大	60 広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大				
※対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。			※対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。		
第2 活動の説明 (下線部は県追加箇所)			第2 活動の説明 (下線部は追加箇所)		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) (略)			(2) (略)		

変更後	変更前
<p>(3) 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。 <p>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 5に定める活動を行うこと。ただし、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。 <p>60 広報活動・農村関係人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 <p>(4) (略)</p> <p>(5) 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までに掲げる活動については、それぞれ以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(a) の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 栽培する主作物が水稲であること。 イ 稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。 <p>(b) の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 栽培する主作物が水稲であること。ただし、令和6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稲以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。 イ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。 ウ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。 b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。 	<p>(3) 多面的機能の増進を図る活動</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>60 広報活動・農的関係人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

変更後	変更前
<p>(c) の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。 イ 転作田又は湛水可能なほ場であること。 ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。 エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。 オ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。 b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。 <p>(d) の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 栽培する主作物が水稲であること。 イ 中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期又は中止し、慣行の水稲栽培期間、常時湛水状態を保つこと。 ウ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。 <p>(e) の取組</p> <p>なお、魚類保護をする場合は、以下のア・オの要件を全て満たせばよいものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 栽培する主作物が水稲であること。 イ 10a 当たり原則 10m 以上とし、10m/10a に満たない場合は、取組面積(a(※1a 未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)のとして取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ 10cm 以上、水面幅 30cm 以上」とする。 ウ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。 エ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。 オ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。 <p>(6) 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までの取組のうち、5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1) 慣行レベル</p> <p>地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。)に基づき新潟県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、新潟県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定することとする(必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。)。また、新潟県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。</p>	<p>(新設)</p>

変更後	変更前
<p>2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法</p> <p>化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している新潟県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。</p> <p>ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。</p> <p>イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数(土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。)の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。</p> <p>3) 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項</p> <p>ア 2)にかかわらず、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生子察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。</p> <p>イ 有機農産物規格表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合であっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。</p> <p>ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。</p> <p>(7) 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までについて、自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては以下のとおりとする。</p> <p>1) 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までの活動(5割低減の取組を除く。)を適切に行ったものの、自然災害により、その要件の達成が困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)が行われたものとみなすことができるものとする。</p>	<p>(新設)</p>

変更後	変更前
<p>2) 1) の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 農業者団体等は、事前に農地が所在する市町村と協議を行った上で、要綱別紙2第5の8の実施経過の報告を行う際に様式第1-13号を添付して市町村長に提出するものとする。なお、事業年度内であり、実施経過の報告以降に自然災害が発生した場合は、農業者団体等は速やかに市町村長に報告を行い、市町村長、新潟県知事及び北陸農政局等は別途協議するものとする。</p> <p>イ アの提出を受けた市町村長は、これを新潟県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることとする。(様式第2-19号)。</p> <p>ウ イにより意見照会を受けた新潟県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付して、北陸農政局長等に対し、協議するものとする(様式第2-20号)。</p> <p>a 自然災害により取組の継続が困難な状況であることについて、近隣地域で同種の取組を行っている農業者においても同様であると認められること又は市町村等の第三者による確認が行われていること。</p> <p>b 新潟県から当該災害に係る被害額や当該災害に対応した技術指針等が公表又は周知されていること。</p> <p>3) 北陸農政局長等は、2) により協議のあった特例の適用について、その内容が適切であると認められる場合には、新潟県知事に通知するものとする。</p> <p>4) 新潟県知事は、3) の結果を踏まえて、市町村長に報告するものとする。</p> <p>(別紙3) (略)</p>	<p>(別紙3) (略)</p>

別添資料

新潟県 多面的機能支払の実施に関する基本方針 (変更後)

(別紙1) 新潟県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動) (変更なし)

(別紙2) 新潟県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)) (変更後)

(別紙3) 新潟県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)) (変更なし)